

# 議案審議の流れ

**全員協議会** / 議会をスムーズに進めるため、各事案に対して事前の協議を行う  
(議長の許可のもと傍聴できます)



## 会議の諸原則

議会を民主的、効率的に運営するため、地方議会には次のような会議の原則があります

<b>会議公開の原則</b>	議会の会議は、公開されるのが原則です。公開ということは、会議の傍聴と報道を許し、かつ議事内容を公表することをいいます。例外として、議長又は議員2人以上の発議により出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会として非公開にすることができます。
<b>定足数の原則</b>	会議を開くには、一定以上の議員の出席を必要とします。それを定足数といい、地方議会では議員定数の半数以上の出席を要件とします。定足数には議長を含みます。例外として、秘密会、長の不信任議決、議員の除名等については議員数の3分の2以上の出席を要件とします。
<b>過半数の原則</b>	議事は、特別な場合を除き出席議員の過半数で決めます。議長は議決に加わる権利はありませんが、賛成・反対が同数となったときには議長が決定します。
<b>会期不継続の原則</b>	議会は会期ごとに独立して活動しています。したがって、その会期中に議決にいたらなかったら議案などは、会期終了と同時に消滅します。ただし、例外として本会議の議決によって会期終了後にも委員会で審査したり、調査することがあります。これを継続審査といいます。
<b>一事不再議の原則</b>	本会議で一度議決された議案などは、原則として同じ会期中に再び提出され、審議されることはありません。